明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○地域保健法施行令の一部を改正する政令（一八一）　二
○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の施行期日を定める政令（一八二）　二
○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（一八三）　三

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**三九八）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**三九九）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**四〇〇）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三六九）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三七〇）　五
○介護予防事業の円滑な実施を図るための指針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（**厚生労働**三二四）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**三二五）　六
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二三八～一二四五）　六
○工事が完了した件（**国土交通**八三五）　七
○土地区画整理事業の事業計画の変更を縦覧に供する件（**同**八三六）　七
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**八三七）　八
○原動機付自転車の型式を認定した件（**同**八三八、八三九）　八
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**八四〇～八四二）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一七五）　八
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（**東北地方整備局**一二五、一二六）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**関東地方整備局**三二六）　九
○道路に関する件（**中部地方整備局**一一二、一一三）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**七五）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**一〇七、一〇八）　九

〔国会事項〕

○内閣法制局　財務省　海上保安庁　一〇

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁　公示送達、無縁墳墓等改葬関係　三
裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等　防衛省共済組合定款の一部変更関係　三
会社その他　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇地域保健法施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（厚生労働省）

1　保健所を設置する市として町田市を指定することとした。（第一条第三号関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一八二号）（経済産業省）

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二二年法律第三八号）の施行期日は、平成二二年八月一六日とすることとした。

◇エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（政令第一八三号）（経済産業省）

1　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二二年法律第三八号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める化石燃料以外のエネルギー源を、水力、地熱、太陽熱等とすることとした。（第一条関係）

2　法第八条第一項第一号の政令で定める金融機関を、銀行、長期信用銀行等とすることとした。（第二条関係）

3　法第八条第四項第一号の政令で定める法律を、銀行法、長期信用銀行法等とすることとした。（第三条関係）

4　株式会社日本政策金融公庫が、法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務を実施する場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令のうち必要な規定を読み替えて適用することとした。（第四条関係）

5　法第一八条第一項の政令で定める法人を、株式会社とすることとした。（第五条関係）

6　経済産業省組織令（平成一二年政令第二五四号）に法の施行事務に関し必要な規定を設けることとした。（附則第二条関係）

7　この政令は、平成二二年八月一六日から施行することとした。